

あなたの経験 執行官の仕事に 活かしませんか

～ 執行官採用選考試験のお知らせ ～

執行官とは？

執行官は、各地方裁判所に所属する**裁判所職員**です（裁判所法62条）。
一定の**法律に関する実務経験**を有する方が、採用選考試験に合格することで執行官として採用されることとなります。

- ※ 執行官は原則として兼業や副業はできません。
- ※ 「法律に関する実務」の具体的な内容については、[受験案内](#)又は**裁判所ウェブサイト(執行官採用選考試験)**をご覧ください。

執行官の業務とは？

執行官の主な業務は**裁判の執行**（裁判で決められた内容を実現すること）です。

不動産明渡し執行

家の明渡しを命じられた人が明け渡さない場合に、家財道具等を全て運び出し、明渡義務を負う人（債務者）を退去させたくうえで、明渡しを受ける権利を有する人（債権者）に引き渡す執行手続です。

動産執行

借金を返さない人（債務者）の宝石、貴金属等の動産を差し押さえて売却し、その代金を貸主（債権者）への返済にあてる執行手続です。

子の引渡し

子の引渡しを命じられた人（債務者）が子を引き渡さない場合に、債務者による子の監護を解いて、子の引渡しを受ける権利のある人（債権者）に引き渡す執行手続です。

そのほかにも次のような事務があります。

現況調査・売却

借金を返さない人（債務者）の不動産を売却する（競売手続）ため、裁判所の命令に基づいて不動産の形状、占有関係などについて調査（現況調査）を行います。また、裁判所の指示に基づいて不動産の売却手続（入札手続等）を行います。

執行官になるには？

執行官採用選考試験を受験し、これに合格する必要があります。

1 選考資格

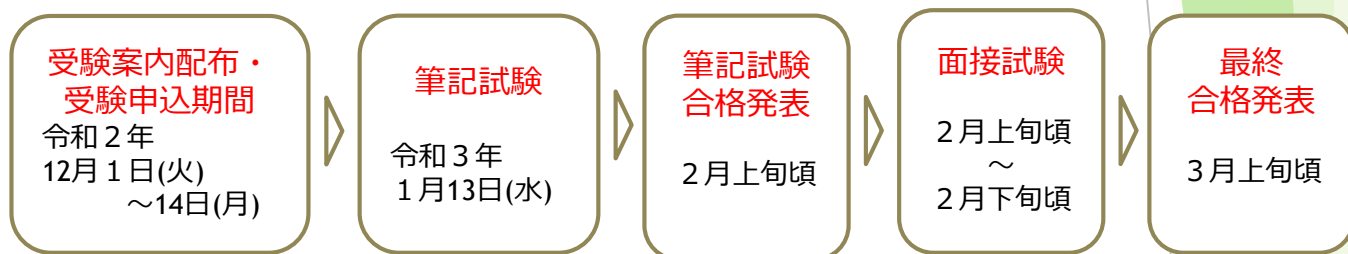
法律に関する実務を経験した年数が通算して10年以上である者（男女不問）。
（ただし、日本国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定に該当する者を除く。）

2 選考手続

執行官の採用を予定している地方裁判所において、採用選考試験が実施されます。
試験を実施する地方裁判所は、12月上旬頃に裁判所ウェブサイト（執行官採用選考試験）に掲載されます。

試験の内容は法律知識などを測るもので、筆記試験（択一式・記述式）及び面接試験が実施されます。

令和2年度執行官採用選考試験（第2回）のスケジュールは次のとおりです。



採用選考試験の詳細については、試験を実施する地方裁判所の受験案内または裁判所ウェブサイト（執行官採用選考試験）をご覧ください。

執行官として採用されたら

原則として令和3年4月1日付けで執行官として採用されることとなります（採用予定日は試験を実施する地方裁判所により異なる場合があります。）。

勤務地は、採用された地方裁判所またはその支部です。

執行官の収入

執行官は国から給与を受けるのではなく、執行手続の利用者が納める法令等で定められた基準に従った手数料等を収入とします。

お問合せ先

最寄りの地方裁判所又は採用を希望する地方裁判所

裁判所ウェブサイト（執行官採用選考試験）

<https://www.courts.go.jp/saiyo/siken/shikkokan/index.html>